

大阪大学学寮等細則

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪大学学寮等規則(以下「規則」という。)に基づき必要な事項を定める。

(入寮の選考)

第2条 規則第6条第1項に定める日本人学生の入寮にかかる選考基準(グローバルビレッジ津雲台寮及びグローバルビレッジ箕面船場寮を除く。)は、以下のとおりとする。

- (1) 同一家計内における年間所得状況
- (2) 家族状況
- (3) 通学状況
- (4) その他

風水害、火災その他不慮の事故等により特に考慮すべき場合

2 前項に定める選考基準については、4月に新入学する学生にのみ適用するものとする。

(入寮)

第3条 規則第7条に定める入寮手続とは、入寮届及び運営責任者が指定する書類を提出することを指すものとする。

2 運営責任者は、入学予定の学生が本学の学籍を取得する5日前から入寮開始日を指定することができる。

(入寮許可期間の延長)

第4条 寮生は、特別な理由により入寮期間の延長を希望する場合は、入寮期間延長申請書に必要な証明書類を添えて、入寮許可期間の最終日の1月前までに、運営責任者に提出しなければならない。ただし、急遽やむを得ない事情により入寮期間の延長が必要となった場合は、寮生は、1月前未満であっても所属する部局長を通じ入寮期間延長申請書を運営責任者に提出することができるものとする。

(入寮許可取り消し)

第5条 規則第8条により入寮の許可を取消したときは、入寮許可取消通知書を本人に交付する。

(再入寮及び転寮)

第6条 運営責任者は、退寮した者から学寮等に再度入寮又は転寮の希望があった場合は、事由等に応じ、規則第9条第1項に定める在寮期間において、入寮の許可について判断するものとする。

(在寮期間)

第7条 規則第9条第2項に基づき、在寮期間の取扱いについて定める。

2 第3条第2項に基づき、外国人留学生が本学の学籍発生前に入寮する場合は、規則第9条第1項に定める在寮期間に入寮を許可された月は含めないものとする。

3 外国人留学生が学寮等に再入寮又は転寮する場合の在寮期間は次のとおりとする。

- (1) グローバルビレッジ津雲台寮ユニットタイプ、津雲台国際学生宿舎及び国際交流会館C棟

以前の入寮期間と合わせて24月以内の期間において、あらかじめ指定した期間

- (2) 刀根山寮、清明寮、吹田留学生会館、新稲国際学生宿舎、グローバルビレッジ津雲台寮個室タイプ

在学期間の範囲内において、あらかじめ指定した期間

- (3) グローバルビレッジ箕面船場寮

以前の入寮期間と合わせて12月以内の期間において、あらかじめ指定した期間
(寄宿料)

第8条 規則第10条第1項に定める寄宿料は月額とし、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、運営責任者は、新たに学寮等に入寮した場合におけるその月分の寄宿料を日割りした額で徴収するものとする。ただし、退寮月においては、原則として日割りをしないものとする。

3 第2項に定める日割りの方法については、以下のとおりとする。

- (1) 刀根山寮、清明寮、新稲寮、吹田留学生会館、新稲国際学生宿舎、津雲台国際学生宿舎及び国際交流会館C棟

当該月に入寮した日（寮生に居室の鍵を引き渡した日）に応じ、別表2に定める額を徴収する。

- (2) グローバルビレッジ津雲台寮及びグローバルビレッジ箕面船場寮

別表3に定める1日当たりの寄宿料に、当該月の在寮日数（寮生に居室の鍵を引き渡した日から起算）を乗じた額とする。ただし、徴収総額は各施設における月額の寄宿料を超えないものとする。

4 第2項ただし書きの規定にかかわらず、グローバルビレッジ津雲台寮及びグローバルビレッジ箕面船場寮において、当年3月に予め指定された入寮許可期間が終了する寮生のうち、大学が指定する日以前で3月中に退寮する者から徴収する寄宿料は別表4のとおりとする。

(寄宿料の免除)

第9条 規則第10条第3項に基づき、寮生が次の各号のいずれかに該当する場合は、運営責任者はそれぞれ当該各号に定める寄宿料を免除することができるものとする。

- (1) 死亡又は行方不明により学籍を除かれた場合

事由発生日の属する月以降の未納の寄宿料

- (2) 寮生（外国人留学生を除く。）又は当該寮生の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合

災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6月の範囲内において寄宿料の

全額

- 2 前項第2号の免除を受けようとする寮生は、必要書類を添えて運営責任者に願い出なければならない。この場合において、免除を受ける期間が翌年度にわたるときは、翌年度の当初に改めて翌年度分に係る免除を願い出なければならない。

(光熱水料等について)

第10条 運営責任者は、規則第11条第1項に定める寮生(グローバルビレッジ箕面船場寮を除く。)が負担する光熱水料等について、次の各号に定める費用を別表5に定めるとおり共益費として徴収する。

- (1) 電気料
- (2) ガス料
- (3) 水道料
- (4) インターネット使用料
- (5) 寝具レンタル料
- (6) 消耗品費等
- (7) テレビ受信料
- (8) その他

- 2 前項別表5に基づき寮生から実費にて共益費を徴収する場合は、各号に定める費用から管理に要した費用を除き、寮生が実際に使用した額とする。ただし、共通部分については寮生の員数割とする。

- 3 第1項別表5に基づき寮生から定額にて共益費を徴収する場合は、以下のとおりとする。

- (1) 刀根山寮、清明寮、新稲寮、吹田留学生会館、新稲国際学生宿舎、津雲台国際学生宿舎及び国際交流会館C棟
各号に定める費用の合計見込額から管理に要する費用を除いた見込額を徴収するものとし、金額等については別に定める。
- (2) グローバルビレッジ津雲台寮
金額等については別に定める。

- 4 運営責任者は、新たに学寮等に入寮した場合におけるその月分の共益費を日割りした額で徴収できるものとし、日割り方法については以下のとおりとする。ただし、退寮月においては、原則として日割りをしないものとする。

- (1) 刀根山寮、清明寮、新稲寮、吹田留学生会館、新稲国際学生宿舎、津雲台国際学生宿舎及び国際交流会館C棟
当該月の入寮した日(寮生に居室の鍵を引き渡した日)に応じ徴収するものとし、金額については別に定める。ただし、実費にて徴収する場合を除く。
- (2) グローバルビレッジ津雲台寮
入寮日(寮生に居室の鍵を引き渡した日)が入寮月の16日以降となる場合は、当該月分の共益費を月額半額で徴収するものとする。

5 規則第11条第3項に定める光熱水料等の経費の免除については、前条の規定を準用する。

(退寮命令)

第11条 運営責任者は、規則第15条により寮生を退寮させるにあたって、退寮命令書を本人に交付するものとする。

2 退寮の命令を受けた者は、交付された日から7日以内に退寮しなければならない。

(長期不在)

第12条 寮生は、帰省等により1週間以上寮を不在にするときは、不在となる日の14日前までに長期不在届により届け出なければならない。

(施設管理)

第13条 寮生は、次の各号に該当する場合は、ただちに申し出なければならない。

- (1) 入寮にあたって、居室の施設、設備及び備品の損傷及び汚損を確認したとき。
- (2) 施設・設備又は備品を滅失・損傷及び汚損したとき。

(遵守事項)

第14条 規則第18条に基づき、寮生は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された居室から許可なく他の居室に移動したり、居室を他人に転貸したりしないこと。
- (2) 施設・設備等をその目的以外に使用、工作し、又は所定の場所から移動させないこと。
- (3) 廊下等の共用部分に物を置かないこと。
- (4) 火気の取扱いには十分注意し、調理設備を設置している場所以外では火気を使用しないこと。
- (5) 環境及び保健衛生の保持には、各自が十分に留意すること。
- (6) 防災と防犯には、各自が十分に注意するとともに寮生全員が協力してこれに当たること。
- (7) 災害を予知・発見したときは、直ちに臨機の措置をとり、管理人を通じて経理部資産管理課担当者に連絡すること。
- (8) 近隣に迷惑となる行為をしないこと。
- (9) 安全・衛生上、危険・有害と認められる物を持ち込まないこと。
- (10) 掲示板以外には、貼紙等をしないこと。
- (11) その他管理人及び経理部資産管理課担当者の指示に従うこと。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、学寮運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年12月1日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年8月1日から施行し、令和4年6月30日から適用する。

附 則

この改正は、令和5年3月1日から施行し、令和5年2月20日から適用する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

施設名	対象者	寄宿料（月額）
刀根山寮	日本人学生	6,600円
	外国人留学生	8,000円
清明寮	日本人学生	9,600円
	外国人留学生	8,000円
新稲寮	日本人学生	8,000円

グローバルビレッジ津雲台寮A棟 (5人ユニット)	日本人学生・外国人留学生	40,500円
グローバルビレッジ津雲台寮A棟 (7人ユニット)	日本人学生・外国人留学生	39,000円
グローバルビレッジ津雲台寮A棟 (9人ユニット)	日本人学生・外国人留学生	37,400円
グローバルビレッジ津雲台寮B棟 (個室タイプ)	日本人学生・外国人留学生	56,000円
グローバルビレッジ箕面船場寮	日本人学生・外国人留学生	40,000円
吹田留学生会館	外国人留学生	12,700円
新稲国際学生宿舎	外国人留学生	17,700円
津雲台国際学生宿舎	外国人留学生	13,700円
国際交流会館C棟(单身)	外国人留学生	16,700円
国際交流会館C棟(夫婦)	外国人留学生	16,700円
国際交流会館C棟(家族)	外国人留学生	18,700円

別表2

施設名	対象者	入寮日	寄宿料
刀根山寮	日本人学生	1日～10日	6,600円
		11日～20日	4,400円
		21日～31日	2,200円
	外国人留学生	1日～10日	8,000円
		11日～20日	5,300円
		21日～31日	2,600円
清明寮	日本人学生	1日～10日	9,600円
		11日～20日	6,400円
		21日～31日	3,200円
	外国人留学生	1日～10日	8,000円
		11日～20日	5,300円

		21日～31日	2,600円
新稲寮	日本人学生	1日～10日	8,000円
		11日～20日	5,300円
		21日～31日	2,600円
吹田留学生会館	外国人留学生	1日～10日	12,700円
		11日～20日	8,400円
		21日～31日	4,200円
新稲国際学生宿舎	外国人留学生	1日～10日	17,700円
		11日～20日	11,800円
		21日～31日	5,900円
津雲台国際学生宿舎	外国人留学生	1日～10日	13,700円
		11日～20日	9,100円
		21日～31日	4,500円
国際交流会館C棟(単身)	外国人留学生	1日～10日	16,700円
		11日～20日	11,100円
		21日～31日	5,500円
国際交流会館C棟(夫婦)	外国人留学生	1日～10日	16,700円
		11日～20日	11,100円
		21日～31日	5,500円
国際交流会館C棟(家族)	外国人留学生	1日～10日	18,700円
		11日～20日	12,400円
		21日～31日	6,200円

別表3

施設名	寄宿料(日額)
グローバルビレッジ津雲台寮A棟(5人ユニット)	1,300円
グローバルビレッジ津雲台寮A棟(7人ユニット)	1,300円
グローバルビレッジ津雲台寮A棟(9人ユニット)	1,300円
グローバルビレッジ津雲台寮B棟(個室タイプ)	1,800円

グローバルビレッジ箕面船場寮	1,300円
----------------	--------

別表4

施設名	3月退寮者 寄宿料 (月額)
グローバルビレッジ津雲台寮 A棟 (5人ユニット)	33,000円
グローバルビレッジ津雲台寮 A棟 (7人ユニット)	31,500円
グローバルビレッジ津雲台寮 A棟 (9人ユニット)	29,900円
グローバルビレッジ津雲台寮 B棟 (個室タイプ)	45,000円
グローバルビレッジ箕面船場寮	32,500円

別表5

施設名	対象	徴収方法	光熱水料等							
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
刀根山寮	日本人学生	実費	○	○	○	-	-	-	-	-
		定額	-	-	-	○	-	-	-	-
	外国人留学生	定額	○	○	○	○	○	-	-	○
清明寮	日本人学生	定額	○	○	○	○	-	-	-	○
		外国人留学生	定額	○	○	○	○	○	-	-
新稲寮	日本人学生	定額	○	○	○	○	-	-	-	○
グローバルビレッジ津雲台寮 A棟 (5人・7人・9人ユニット)	日本人学生	定額	○	○	○	-	-	○	○	○
	外国人留学生									
グローバルビレッジ津雲台寮 B棟 (個室タイプ)	日本人学生	定額	○	○	○	-	-	-	-	○
	外国人留学生									
吹田留学生会館	外国人留学生	定額	○	-	○	○	○	○	-	○
新稲国際学生宿舎	外国人留学生	定額	○	-	○	○	-	-	-	-
津雲台国際学生宿舎	外国人留学生	定額	○	○	○	○	○	○	-	○
国際交流会館 C棟 (単身)	外国人留学生	定額	○	-	○	○	※	○	-	○
国際交流会館 C棟 (夫婦)	外国人留学生	定額	○	-	○	○	※	○	-	○
国際交流会館 C棟 (家族)	外国人留学生	定額	○	-	○	○	※	○	-	○

備考：○該当あり、- 該当なし、※希望者のみ